

## 【事例－9】

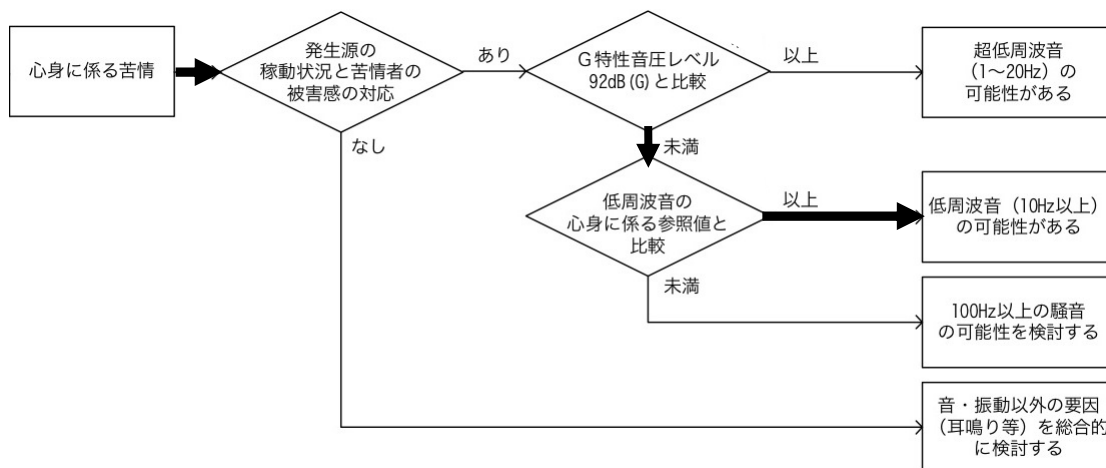
発生源 : 脱水機
苦情内容 : 自宅において、低い音がする
対策方法 : 工場の移転

### < 苦情対応の概要 >

隣接する工場からの音で 6:00～21:00 位まで低い音がするという訴えがあり、調査を行った。苦情者宅前での騒音レベルは 70dB で規制基準値を超過しており、苦情者宅 1 階と 2 階において観測された低周波音は心身苦情参照値を上回った。このため工場側へ改善策を検討するよう指導した。その後、工場は移転した。発生源が消滅したことから本件は終了とした。

### < 苦情対応の流れ >

#### 低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



\* 発生源側の稼働状況と苦情者の反応の対応関係を確認しなかった。

## <苦情対応>

### 申し立て内容 の把握

隣接する工場から低い音がするという訴えが寄せられた。

- ・ 苦情者宅で苦情を申し立てている人数は1人で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家はない。
- ・ 苦情者宅は2階建ての一戸建てで、苦情者宅内で6:00～21:00位まで、ブーンという低い音が連続的に聞こえるという。
- ・ 苦情者は隣接する工場の脱水機が発生源ではないかと主張している。また、低周波音の他に、騒音、振動、埃に関する申し立てもある。

### 現場の確認

苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

#### ○苦情者宅周辺状況の確認

- ・ 苦情者宅より水路を挟んだ向かい側に問題となる工場がある(図3-9-1参照)。

#### ○発生源の確認

- ・ 発生源と推定される工場等には、脱水機・乾燥機が設置されている。
- ・ 発生源と推定される施設の稼働時間帯は6:00～21:00位で、苦情者からの申し立てのある時間帯と対応している。
- ・ 周辺地域では過去に苦情が発生したことがあり、行政指導が行われたことがある。

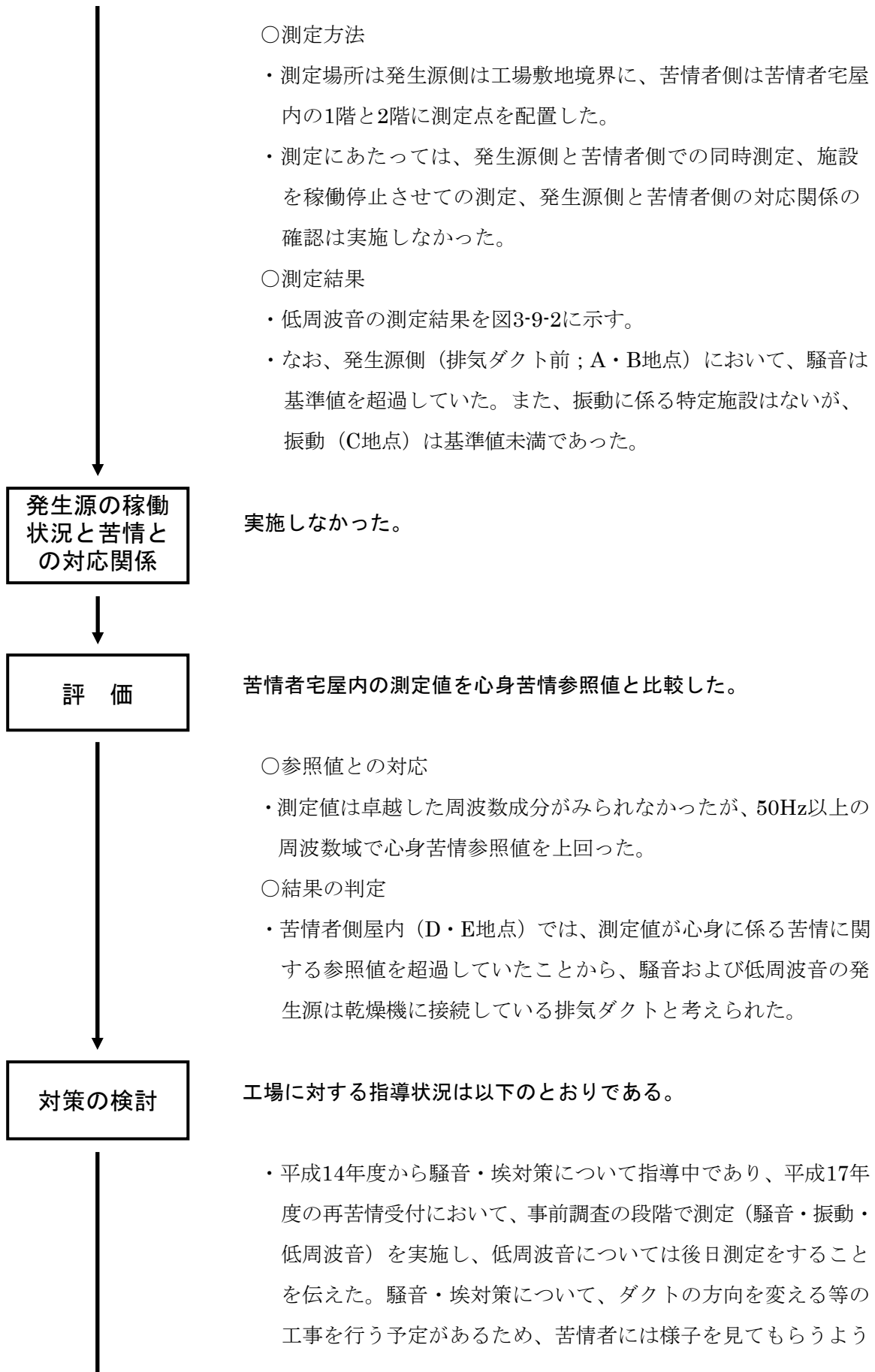
- ・ 問題となる工場では、水路側に4つのダクトが設置されている。

#### ○調査員の所感

- ・ 音は聞こえるが、不快感は感じない。
- ・ 苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれている。

### 測定

発生源側と苦情者宅屋内で、低周波音、騒音、振動を測定した。



に伝えていた。その後、発生源者が移転して半年以上再苦情がないため、本件は終了とした。

対策の効果の  
確認

工場が移転したため、行わなかった。

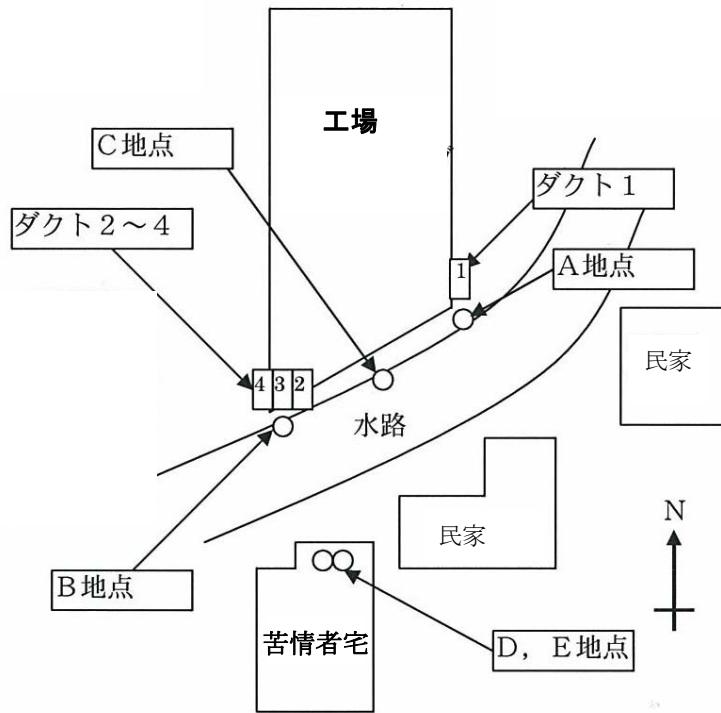


図 3-9-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および測定点

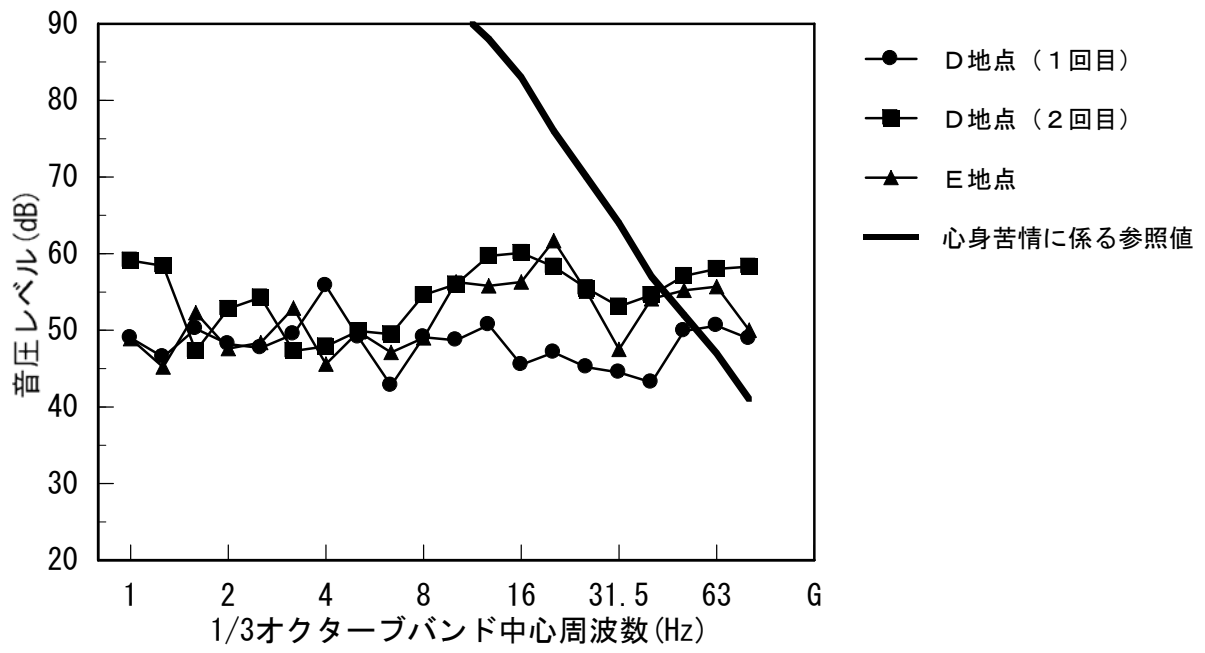


図3-9-2 低周波音の周波数特性 (屋内)